

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	障害者総合支援法による自立支援給付(補装具費支給の決定等)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、障害者総合支援法による自立支援給付(補装具費支給の決定等)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法による自立支援給付(補装具費支給の決定等)に関する事務
②事務の概要	<p>当該事務は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」とする。)第76条に基づき、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の厚生労働大臣が定めるものの購入、借受け又は修理に要した費用(以下、「補装具費」とする。)を支給する事務である。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」とする。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">補装具費の申請受理、支給決定又は却下の審査に関する事務補装具費の決定に係る費用負担認定に関する事務補装具費支給券の交付に関する事務補装具費の支給状況の管理(更生指導台帳)に関する事務情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務
③システムの名称	福祉保健システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉保健システム(補装具費支給制度利用者DB) 統合番号連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の107項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none">実施する実施しない未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none">番号法第19条第8号番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表11、15、42、80、125、144及び161の項番号法第19条第8号に基づく主務省令第13条第3項ホ、第17条第3項ホ、第44条第1項又、第82条第1項タ及び第3項タ、第127条第1項又、第146条第1項へ及び第8項ロ並びに第163条第1項又 <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none">番号法第19条第8号番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項番号法第19条第8号に基づく主務省令第146条第1項ロ、ハ、リ、ヌ、ヲ及びワ
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課
②所属長の役職名	障害自立支援課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ッ橋町190 045-367-5635
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地の10 045-671-3891
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項(住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。)等を遵守している。 以上の対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> <div style="text-align: left;"><選択肢></div> <div style="text-align: left;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: left;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	<p>横浜市情報セキュリティ管理規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じています。</p> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	当該事務は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」とする。)第76条に基づき、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものの購入又は修理に要した費用(以下、「補装具費」とする。)を支給する事務である。	当該事務は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」とする。)第76条に基づき、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の厚生労働大臣が定めるものの購入、借受け又は修理に要した費用(以下、「補装具費」とする。)を支給する事務である。	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二 16項、26項、56の2項、87項、116項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ル及び第3号ル、第19条第1号タ、第30条第11号、第44条第1号タ及び2号から5号 【照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二 108項、109項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第1号	【提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二 16項、26項、56の2項、87項、116項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ハ及び第3号ニ、第19条第1号チ、第30条第12号、第44条第1号チ及び2号から6号 【照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二 108項、109項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第1号、第55条の2第5号	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 上條 浩	障害福祉課長	事後	
平成31年1月4日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和3年2月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署名	横浜市健康福祉局障害福祉部障害福祉課	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課	事後	
令和3年2月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長	障害自立支援課長	事後	
令和3年2月5日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882	事後	
令和3年2月5日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	横浜市健康福祉局障害福祉部障害福祉課 045-671-3891 神奈川県横浜市中区日本大通18 KRCビル6階	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課 045-671-3891 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地の10	事後	
令和3年2月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和8年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 84項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条第7号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の107項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条第1項	事後	
令和8年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二 16項、26項、56の2項、87項、116項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ハ及び第3号ニ、第19条第1号チ、第30条第12号、第44条第1号チ及び2号から6号 【照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二 108項、109項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第1号、第55条の2第5号	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表11、15、42、80、125、144及び161の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第13条第3項ホ、第17条第3項ホ、第44条第1項又、第82条第1項タ及び第3項タ、第127条第1項又、第146条第1項ヘ及び第8項ロ並びに第163条第1項又 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第146条第1項ロ、ヘ、リ、ヌ、ヲ及びワ	事後	
令和8年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課 045-671-3891 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地の10	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地の10 045-671-3891	事後	
令和8年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	
令和8年3月31日	IV リスク対策	(項目を追加)	(様式変更による項目の追加)	事後	